

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計5世帯14名の申立人らが共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業につき労賃（1人当たり、1日につき1万円、半日につき5000円、1時間につき1000円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業につき費用の全額が賠償された事例。

1600

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7、同X8、同X9、同X10、同X11、同X12、同X13及び同X14（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

ア 除染費用（自主除染労賃等）

平成23年3月11日から同年11月30日まで

イ 除染費用（機械リース料等）

平成23年3月11日から同年11月30日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、下記の和解金合計87万5000円の支払義務があることを認める。

ア 除染費用（自主除染労賃等） 52万0000円

イ 除染費用（機械リース料等） 35万5000円

3 支払方法

（省略）

4 除染費用に関する定め

（1）申立人らは、被申立人に対し、上記1のイ記載の除染費用に関する領収書の原本2枚を交付し、被申立人はこれを受領した。

（2）申立人らは、被申立人に対し、第1項記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

（3）被申立人は、申立人らが、第1項記載の除染費用について被申立人から支

払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲で提供することができる。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月6日

（仲介委員 大西 英敏）